

平成 22 年 2 月 26 日

国土交通大臣 前原 誠司 様
同九州整備局長 岡本 博 様

荒瀬ダムの撤去を求める会	代表 本田 進
荒瀬ダムの撤去を願う市民の会	代表 浜田 律子
美しい球磨川を守る市民の会	代表 出水 晃
川辺川・球磨川を守る漁民有志の会	代表 吉村 勝徳
川辺川利水訴訟原告団	団長 茂吉 隆典
子守唄の里・五木を育む清流川辺川を守る県民の会	代表 中島 康
清流球磨川・川辺川を未来へ手渡す流域郡市民の会	代表 緒方俊一郎
球磨川大水害体験者の会	会長 堀尾 芳人
やつしろ川漁師組合	組合長 毛利正二
八代女性市民の会	代表 中村 千鶴
八代の環境を守る会	代表 星野 一徳

熊本県の水利権申請に対する要望書

2月24日、蒲島郁夫熊本県知事は、藤本発電所の水利権申請を国土交通省九州地方整備局に対して行いました。しかしながら、この申請にあたっては、蒲島知事及び企業局は、関係河川使用者の同意は得られていません。また、坂本町への住民に対し説明会は開催されたものの、住民の反発は強く、出された疑問に対しても十分な説明はされないままでした。これ程の反発があるのは、荒瀬ダム建設後に起こるようになった度々の水害被害に関する十分な対策が取られてこなかったこと、並びに影響がないと説明され同意をした内水面及び海面漁業へ与えた影響への対策、放流によって起こった振動被害やダム湖の水質悪化による悪臭・アオコの発生などになる対策を十分に行ってこなかったことに起因しています。過去への清算も行わずに更なる水利権の申請をしようとする熊本県の姿勢に問題があります。

また、それ以上に不信感を与えているのは、水利権の解釈について、前原大臣の解釈に対し「政権が変わった」「考え方の違い」「裁判を行うことも考えた」という説明で、撤去への方針転換を行ったことです。2年後の撤去を確約できる法的な根拠を、県が示さないままでの、水利権申請では、前提条件や水利権の解釈が変わればまた、存続への方向転換の可能性があることが否定できないからです。

以上を踏まえ、前原国交大臣並びに岡本九州整備局長に対し、下記の点につき要望いたします。

記

1、国土交通省も関係河川使用者の同意がないままの水利権申請は前例がないことを認めています。その前例を破ることを認めれば、今後の河川行政にも大きな影響を与えます。この前例を認めることがないよう、賢明な対応をお願いします。

2. 24日の水利権申請に対し、蒲島知事に対し抗議文（別添参照）の提出を行っています。許可の判断にあたっては、抗議文に記載された内容を勘案の上、今後について慎重に進めていただきますようお願いいたします。

以上